

○福岡都市圏南部環境事業組合緊急事態時報道機関対応内規

〔 令和元年9月6日
訓令第1号 〕

(目的)

第1条 この内規は、緊急事態時における報道機関への対応について定めることを目的とする。

(担当所管)

第2条 緊急事態時の報道機関への対応の所管は、総務課とする。

2 総務課は、緊急事態時における報道機関への対応の詳細について、緊急事態時報道機関対応マニュアルに定める。

(対応方針)

第3条 総務課は、迅速で透明性の高い広報に心掛けるものとする。

(決裁及び専決事項)

第4条 管理者の決裁を要する事項は、別表第1のとおりとする。

2 事務局長の専決事項は、別表第2のとおりとする。

(主な業務)

第5条 総務課長は、管理者又は事務局長に対し、発生している緊急事態に関する組合外への発表方法、発表時間等について具申し、管理者又は事務局長が協議の上、これを決定する。

2 総務課は、必要に応じて報道機関対応用の各種資料を作成する。その公表に際しては、管理者又は事務局長の承認を必要とする。

3 記者会見を行う場合、総務課は記者会見場の設営及び受付等の庶務を行い、総務課長が記者会見の運営を統括する。

4 総務課は、当該緊急事態に関わる報道について、各種報道機関のモニタリング及びその記録を実施する。

5 総務課は、報道機関による誤報等、事実と異なる報道があった場合は、直ちに訂正の要請を行う。

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

管理者決裁事項

- 1 会見に関する事。
- 2 その他事務局長の専決事項に属さない事項に関する事。

別表第2（第4条関係）

事務局長の専決事項

- 1 プレスリリースに関する事。